

# 平成 2 0 年 第 1 回 定例会

平成 2 0 年 2 月 2 5 日 開会  
同 日 閉会

## 多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

平成 2 0 年 2 月 2 5 日

議事日程

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 管理者発言
- 第 4 議案第 1 号 監査委員の選任について
- 第 5 議案第 2 号 多野藤岡医療事務市町村組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 3 号 多野藤岡医療事務市町村組合診療所事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 4 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の給料の特例に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 5 号 平成 1 9 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第 3 号）について
- 第 9 議案第 6 号 平成 1 9 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 0 議案第 7 号 平成 2 0 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について
- 第 1 1 議案第 8 号 平成 2 0 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	松村晋之君	2番	渡辺徳治君
3番	堀口昌宏君	4番	阿野行男君
5番	湯井廣志君	6番	片山喜博君
7番	佐藤淳君	8番	反町清君
9番	青柳正敏君	10番	針谷賢一君
11番	久保信夫君	12番	黒沢功君
13番	大野富士子君	17番	若林秀昭君
18番	江原洋一君	19番	山崎恒彦君

欠席議員（3名）

14番	堀越義晴君	15番	宮前俊秀君
16番	小須田一美君		

説明のため出席した者

管理者	新井利明君	副管理者	齋藤軍雄君
病院長	鈴木忠君	外来センター長	田村勝君
介護老人保健施設部長	田中壯信君	副院長	石崎政利君
経営管理部長	坂本和彦君	薬剤部長	田村昌行君
看護部長	石田茂子君	総務課長	吉田賢治君
外来センター課長	今井光満君	しらさぎ管理課長	新井克行君
用度施設課長	黒澤美尚君	医事情報課長	松田裕一君
情報管理担当課長	小野里昇君	地域連携医療課長	内田雅之君

## 開会のあいさつ

議長（青柳正敏君） 皆さん、こんにちは。

本日、平成20年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては時節柄大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、開会できますことを心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、今期定例会に提案されますものは、平成20年度病院事業会計予算外7案件であります。慎重ご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営等まことにふなれな私でございますが、誠心誠意努力いたす所存でございますので、議員各位の絶大なるご支援とご協力を切にお願い申し上げます。まことに簡単でございますが、開会のごあいさつといたします。

議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願いいいたします。

## 開会及び開議

午後1時32分開会

議長（青柳正敏君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。ただいまから、平成20年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を開会いたします。

### 第1 会期の決定

議長（青柳正敏君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。今期定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

### 第2 会議録署名議員の指名

議長（青柳正敏君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において指名いたします。3番、堀口昌宏君、13番、大野富士子君を指名いたします。

### 第3 管理者発言

議長（青柳正敏君） 日程第3、管理者発言であります。管理者。

管理者（新井利明君） 本日ここに、平成20年第1回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、感謝申し上げます。

依然として病院経営は厳しい状況であり、昨年3月には、県内の病院が民事再生法の適用を申請、また先月には、太田市内の病院が営業を譲渡し、経営基盤を強化するとの報道がなされました。当院につきましても例外ではなく、医師不足の状況が続いており、経営に悪影響を与えております。

このような状況であっても、すべての職員が、生きがいと希望を持って患者や住民に対し、責任を持って医療を提供することができる環境をつくるのが大切と考えております。議員各位には、深いご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

さて、本日の案件は、組合各事業の平成20年度予算を中心として8議案の審議をお願いするものであります。いずれも重要案件でございますので、慎重ご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。簡単ですが、開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

#### 第4 議案第1号

議長（青柳正敏君） 日程第4、議案第1号、監査委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第1号、監査委員の選任について、ご説明を申し上げます。

本組合の監査委員は、議員から1名、識見を有する者から1名、計2名と定められております。このうち、識見を有する者から選任されておりました武田弘監査委員が任期を満了し、平成20年2月24日をもって勇退され、欠員が生じております。その後任として小手澤治氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

小手澤氏は、藤岡市上戸塚383番地23に居住されており、昭和25年生まれの57歳であります。昭和54年より税理士として活躍されており、群馬県税理士協同組合理事を平成7年から、また、関東信越税理士会理事を平成15年から務めております。また、構成市町村である藤岡市の市街地活性化検討委員会委員などを初め、数々の公的な職務を全うされております。公平にして正義感にあふれ、温厚で誠実な性格は多くの方から信望を得ているところであり、人格識見とも高く、監査委員として適任と考え、ご提案申し上げます。

慎重審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

議長(青柳正敏君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(青柳正敏君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号については、人事案件でありますので、討論を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(青柳正敏君) ご異議なしと認めます。これより採決いたします。議案第1号、監査委員の選任について同意を求めの件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(青柳正敏君) 起立全員であります。よって、議案第1号はこれに同意することに決しました。

#### 第5 議案第2号

議長(青柳正敏君) 日程第5、議案第2号、多野藤岡医療事務市町村組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長(坂本和彦君) 議案第2号、多野藤岡医療事務市町村組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

第2条につきましては、診療科目にリウマチ科を加えるものであります。

また、第6条につきましては、議会議決を要する損害賠償の額を100万円から500万円に改めるものであります。医療に対する損害賠償請求は、マスメディアを中心とした社会的な関心の高まりを背景に、増加の傾向にあります。また、本条例制定時と比べ物の価値は大幅に上昇しており、請求額も高額になっております。当然、医療事故ゼロを目指し、今後も職員一丸となって業務に務める所存ではございますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

施行日につきましては、平成20年4月1日からとするものであります。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(青柳正敏君) 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。佐藤淳議員。

議員(佐藤淳君) 議案第2号について、何点か質問をさせていただきます。

提案理由の説明の中で、損害賠償の額が制定時よりも高額になったというふ

うな説明なのですけれども、まず1点目は、この設置等に関する条例の施行については、昭和43年4月15日、施行が4月1日なのですかね。何度か一部改正を繰り返してきたのでしょうかけれども、この第6条、損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が100万円以上のものとする、ここの部分は最初から条例の中に、昭和43年からこういうふうに定められているのか、あるいはいつ、もしそうでないとなればいつ定められたのか。定められた本来の目的はということだというふうに病院側は解釈をしているのか。その辺についてまず伺います。

それから、これは公営企業法の40条の第2項、これに基づいて設置された条例だというふうに思うのですけれども、この公営企業法の40条の第2項については、地方自治法の適用除外ということなのですね。その中を読んでみますと、地方自治法の第96条の第1項の第9号、それから第12号及び第13号の規定は適用しないと。地方自治法では、議会が議決すべき案件として全部決められて、この部分は公営企業法では適用しませんよということだというふうに私は解釈をしていたのですけれども、その中で、「条例で定めるものを除き」というふうに書いてあるのですけれども、改めてその適用除外の中に該当しているのですけれども、これは、改めてこの部分を条例制定したという解釈でよろしいのでしょうか。

議長（青柳正敏君） 総務課長。

総務課長（吉田賢治君） お答えいたします。まず、第1点目のいつ定められたかにつきましては、ちょっと現在確認してございません。申しわけございません。

（「確認のしようがないのか」の声）

総務課長（吉田賢治君） 続いて、第2点目なのですが 1点目はちょっとお時間をいただけたらと思います。

2点目につきましては、先ほど議員さんのほうでお話があったとおり、地方自治法の適用除外ということで、40条の2の規定で、「条例で定めるものを除き」ということについては適用しないということでございます。今回、100万円以上から500万円以上と増額をさせていただくわけなのですが、近年、和解ですとか示談等の金額につきましては、先ほど申し上げたとおり、高額化の傾向が見られるわけなのですが、実際につきましては専決処分ということで対応させていただいているような現状であります。ですので、できる限り速やかに、その解決の機会を逸することなく、増額をさせていただき、備えたいと考えているところでございます。

議長（青柳正敏君） 暫時休憩いたします。

（午後1時46分休憩）

（午後1時55分再開）

議長（青柳正敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。総務課長。

総務課長（吉田賢治君） すみません、引き続きお答えをさせていただきます。先ほどの質問の1つでございますけれども、地方公営企業の設置等に関する条例の準則というものがございます。これが、昭和42年4月1日につくられておりまして、当組合の条例の最初、附則でございますが、昭和43年4月1日から適用という中で、7条がこの準則に沿いまして規定されたものと考えております。よろしくお願いたします。

議長（青柳正敏君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 準則に基づいて、だけれども、上位の法律というか、それはもう明らかに議決要件なわけですよ。企業法では地方自治法の適用除外、除外の部分に該当する。でも、なおかつその設置条例のところで改めてこういうふうになっている。

これは質問になるかどうかわからないのですけれども、私はある意味で、何ていうのですかね、病院に来るのは、当然自分の体の調子が悪くて病気なので、それを治してもらうために来るわけですよ。皆さんの側も、先生も当然そういう医師としての使命に基づいて、診療なり、治療なり、手術なりいろいろなことをなさるのでしょうけれども、その中で、事故という例えがいいのか、ミスという例えがいいのか、やろうと思ってやる人はいないのでしょうけれども、何らかの理由でそういうことが発生をする。

そうなるとその患者さんにとっては、治してもらいに病院に行ったのに、それ以上のダメージをこうむるという可能性もある。したがって、いろいろな意味で、公立の病院ですから当然そういうことが特にあっては困るので、主権者の代表である議会に対してもきちんと報告をして、了解を求めていく。そのことがイコールそういった事故に対するある意味での抑止、こういうことが私は目的で、改めて適用除外なのだけれども、きちんと条例制定をして明確にしていましようというのが、私は目的だと思っている。でも皆さんはその目的に対して明確に、何が目的なのだからよく……。

改めてこの条例の制定の目的をどういうふうに解釈なさっているのか、明確な答弁がない。私はそういうふうに思っています。だからもう一度聞きます、皆さんの側はどういうふうに思って、適用除外なのだけれども、改めてこういう条例が制定されているのか。この条例の目的はどこにあるのか、何なのか、いま一度答弁を求めます。

今回、100万円から500万円、一気に5倍ということなのですね。私は基本的にさっきも言いましたように、こういうことがある意味での事故の抑止の部分を担当しているというふうに考えていますから、今までは100万円以上だと、当然議会で単独の議案として出てきたのだけれども、今度は500万円

以上のものでないと単独では出てこないということですよ。予算のところではそれなりに示談が成立して、損害賠償を病院側が支払うという決定をすると、どこで出てくるのかは、雑損のところから出てくるのかわかりませんが、いずれにしても、予算上は出てきますよ。ただ、単独では出てこないということになると、果たしてこれが事故の防止になるのかというふうに考えますと、歯どめが、ある意味でハードルが今までの単純に言えば5分の1になってしまって、決して本来の条例制定の目的が達せられないのじゃないのかという、そういう感覚を、考えを私は持っているのですけれども、その点については、執行部はどのようにお考えでしょうか。

それから、近年損害賠償の額が、条例制定をした当時よりも相当高額になっているというお話なのですけれども、ここでちょっとデータの話を伺いたいのですけれども、そんなに昭和40何年までさかのぼらなくても結構ですから、いずれにしても、ここ10年、100万円以下のもの、何件あったでしょうか。それから100万円以上500万円未満のもの、これは何件あったでしょうか。それから500万円以上のもの、これは何件あったでしょうか。その点について答弁を求めます。

議長（青柳正敏君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） 質問に対して全部答えられるわけではありませんけれども、今回、損害賠償に対して500万円という額を出したということについて誤解がありますので、ご説明させていただきます。

多分これは、この承認を求めるということは、私の考えとしては、医療事故を防止するという意味ではないと思います。非常に高額な補償をするということで、議会に諮って承認を得るということであつたのであろうと思います。

これが医療事故の防止に結びつくかということ、これは全く根拠はありません。こういうことを幾らやっても、医療事故は防げるものではありません。ですからやはり、医療事故を防止するためには、専門家集団がその原因、背景となるものを調査し、その個人の責任でなくて、システムとして問題あるところを変えるべきである。それから人的資源を確保するとか、そういう多原的な見方に対応していかなければ、やったエラーを懲罰するというような考え方では全く医療過誤は防げるものではないものだと思います。

そして、今回、500万円以上になったということも、500万円以上の案件で、高額なものである場合に、当然説明すべきであります。そして最近、個人情報保護法の点が議会で説明するとき、私は苦勞をしております。質問が、非常に微に入り細にわたって質問されてくる。そうすると、個人はかなり微妙なところまでお話ししなければならぬと。そうしますと、その被害者の方から、逆にそういうことについて触れたことが問題を起こしかねないということ

が出てくるということでありませう。

そういうことで、100万円以上の場合に、それは当然、そこにかかわる件数が500万円以上に比べれば多くなるかと思ひますけれども、そういうところを余り個人情報そのものに抵触するようなことを、それに対して答えなければ議会が納得してくれないという状況が、非常に私、困っております。

そういうことで、かなり限定したものだけについて説明するということが必要であろうと。そして今の医療の状況においては、患者さん方の権利が非常に大きくなってきております。その他に、当然以前であれば合併症の範囲として処理できたものが、やはり補償を求めてきた場合にはできるならば補償して、そして患者さんにとって期待と違ふわけですけれども、それに対して報いていくということが基本的にあります。

そういうことのためには処理を早くすると。時間がかかるとなかなか解決すべきものもしないと。そして解決を早めるためには、その権限が病院の中に速やかに決定できるものがなければならぬと。そういうことで、事務処理を速やかに処理していくためのこととして、その額を増額していただきたいということで出した次第であります。

医療事故防止という観点とは全く違ふ次元の話であります。1つは、なぜ100万円が500万円かということ。これは500万円というのは非常に特別な額かということ、これは、同じような公立病院において、その額は近隣の富岡総合病院においても500万円になっておりますし、そういうことからして、特に特別な額を提示しているというわけではございません。そういうことでご理解いただきたいと思ひます。

議長（青柳正敏君） 総務課長。

総務課長（吉田賢治君） 続けてお答えさせていただきます。先ほどの、今手持ちのデータでは、平成以降11件発生しております。金額につきましてですけれども、100万円以下はございません。500万円以上が3件となります。件数につきましては以上でございます。

（発言する者あり）

総務課長（吉田賢治君） 100万円以下はゼロです。示談調停の件数が11件です。そのうちの支払い総額で100万円を下回っている部分については、その11件ではございません。500万円以上が3件です。以上です。

議長（青柳正敏君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） まず、件数ですか、件数については、500万円以上は3件、100万円以下がないとすると、100万円以上500万円未満が8件ということですね。そうすると今後は、この8件は議案としては出てこないということになるのですね。

若干、院長先生がいろいろ答弁をしてくれました。私は、このことはすべて抑止だというふうには考えていません。確かに院長先生がおっしゃるようなこともそうだと思います。ただし、抑止の一部になっていることは歴然として事実だというふうに私は思っています。

それはなぜならば、きちんと議会でそういうことを報告して、議会にある意味での議決を求める。そうしますと議会は当然のことながら、この原因がどこだ、じゃ次の防止対策は何が必要なのですか。あるいはじゃ、その防止対策を講じるためには予算も必要なのですか。いろいろなことの中で公立病院、いわゆる公の病院としてやっていることですから、すべてゼロだというふうには私は考えていません。それなりに抑止の一部にはなっているのではないかというふうに考えていまして、なかなか迅速に対応してということなのですから、その辺も、皆さんの執行部の感覚で、必要であれば臨時議会でも何でも開いてくれて結構なのです。これは、ある意味では議会の権限の部分ですから。それを、なぜ事前にきちんと病院議会の皆さんに説明して、こういうことですから、皆さんの議会の権限を少しこちらに、これこれこういう理由があるのだから渡していただけませんかという説明をしないのですか。

極端なことを言えば、突然人の懐に手を突っ込んで何か持っていくのと同じなのだ。私どもも、議員として年俸をもらっている、病院議員として。必要なら毎日開いてくれても結構だと思っている、極論を言えば。私どもも、そういう責任を持ってここに来ているわけですから、だから迅速に対応しなくてはならないのだから、どうしても必要ならば、臨時議会でも何でも、その都度開けばいいじゃないですか、招集すれば。私はそういうふうに思っているのです。病院議員として、議員として。税金から報酬をもらっている以上は当然そういう責任があるということですから、だからそれは、少し皆さんのほうの一方的な考え方で、こっちと若干、私とは違うのじゃないか。さっきも言ったように、議会の権限を、権限というか、権限なのですね。議決しなければならないということですから。そこを事前に何の話もなく、議会に説明もなく突然議案で出すということについては、非常に私は抵抗を感じています。

私は、一番大事なことは、こういった事故が起こらないことが一番いいことなのですね。院長先生が言ったように、じゃ、それを起こさないようにするにはどういうふうにするのですか。この部分が具体的にセットで出てくるとか、そういうことがないと、何となく納得ができない気持ちなのですね。だから今後こういった防止について、どういった具体的な案があるのか。きちんとそれにはどの程度の予算が伴うのか。100万円以下がゼロだと言いましたけれども、これは言っているのですかね、私は、ある意味で自分の身内、身内ですよ、極めて近い身内、ここで、この病院でかかっています、腹痛がするものだけ

ら何度となく通って、これで治らないようなら手術しましょう、腹腔鏡の手術をしたのですね。そうしたらば、これは腸じゃありません。やっている最中で腸じゃありませんとやめた。違う病院へ行ってみると私がアドバイスして、違う病院へ行きました。そうしたらば子宮、「これは女性の関係の病気ですね。これは飲み薬がありますから、飲み薬を飲んでください」。これで見事に治った。

結局、じゃこれを争うかということになると、患者さんはみんな我慢しちゃうんだ、ある意味で。そこまで争っても、治ったのだからまあいいや。だから目に見えない部分も幾つもあるのだと思う。結局、ある意味でクレームが出て、病院側と協議して示談に至った例が11件なのでしょうけれども、それ以外のところでみんな黙って、まあしょうがないやというふうに、これは相当な数だというふうに私は想定しています。したがって一番大事なことは、こういった事故を防ぐにはどういうふうにすればいいんですか。具体的な案があったらお示ししていただいて、3回ですので、質問を終わります。

議長（青柳正敏君） 経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 今回提案させていただきました第6条につきましては、賠償の額の決定、額の決定を我々が交渉するに当たって100万円から500万円にしてくださいというお願いでございます。その事故の中身について、隠したりとか、そういう意図ではありません。それで、そののところをまずご理解いただきたいと思えます。額の決定です。

額の決定で示談が済みますと、今度は予算ということが出てきますけれども、予算については改めてまた議会のほうで予算をつけていただくというような手続になりますので、事故の問題と額の上限についてはちょっと分けた形でそれを理解していただければというふうに思えます。

それとあと、事故防止策なのですけれども、これは、私が答えるのが適切かどうかはわかりませんが、今、かなり医師も多忙な中でやっておりますし、事故を起こそうと思ってやっている医師は1人もいないわけで、頑張っているのですけれども、人間のやることですから、事故というのは損害賠償でどのような額が設定されようが、起きてしまうものは起きてしまうというのが実際の話ではないかなとは思えます。

ただ、1件でも少なくするために、医療安全室という副院長直属の組織を設けて、そして、ほんの小さなミスでも隠さないで直していこうと。そのミスの原因となることを直していこうというような取り組みを今、院内で行っております。隠すということではなくて、それを表に出して改善していこうということで、病院の中に医療安全室を設けて現在取り組んでおります。それですべて解決するとは思いませんけれども、そういった地道な取り組みの中で、やっば

り医療事故が1件でも少なくなる、あるいはゼロに近づくというような形で今後も努力してまいりたいと思います。

議長（青柳正敏君） 総務課長。

総務課長（吉田賢治君） すみません、先ほどご報告させていただいた事故の件数なのですが、ちょっと私の勘違いでございます。

平成以降、100万円以上は確かに11件ございました。そのうちの500万円以上が3件でございます。100万円以下はなしというお答えをしてみましたのですが、以下は14件ございました。訂正させていただきます。申しわけございません。

議長（青柳正敏君） 他にご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第2号、多野藤岡医療事務市町村組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青柳正敏君） 起立多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

## 第6 議案第3号

議長（青柳正敏君） 日程第6、議案第3号、多野藤岡医療事務市町村組合診療所事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 議案第3号、多野藤岡医療事務市町村組合診療所事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

先ほどご議決いただきました多野藤岡医療事務市町村組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正にあわせまして、外来センターで行っている事業の関係でございますけれども、この改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、前条例の改正と同じでございます。

以上、簡単であります。提案の説明とさせていただきます。慎重ご審議の

上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第3号、多野藤岡医療事務市町村組合診療所事業の設置等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青柳正敏君） 起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

#### 第7 議案第4号

議長（青柳正敏君） 日程第7、議案第4号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給料の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 議案第4号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給料の特例に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

構成市町村であります藤岡市においては、平成18年11月に策定した集中改革プラン実現のため、平成19年12月議会に職員の給料の特例に関する条例の制定を提案いたしました。この条例が賛成多数で可決され、平成20年4月1日より、1年間に支給される給料の3%に相当する額について減額することとなりました。当組合におきましても、藤岡市に倣って同内容の条例を制定するものであります。

以上、簡単であります。提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結

したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(青柳正敏君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(青柳正敏君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第4号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給料の特例に関する条例の制定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(青柳正敏君) 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

#### 第8 議案第5号

議長(青柳正敏君) 日程第8、議案第5号、平成19年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者(新井利明君) 議案第5号、平成19年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算(第3号)について、提案理由の説明を申し上げます。

第2条の業務の予定量につきましては、公立藤岡総合病院で、外来患者数は増加したものの、入院患者数は減少、附属外来センターにおいては、外来患者数が減少する見込みであります。

また、訪問看護事業は、対象人員は減少したものの、利用人員は増加となっております。

第3条の収益的収入及び支出では、業務予定量の変更に伴い、第1款病院事業収益で減額、第2款附属外来センターでは予定量が減少したものの、1人当たりの単価の増により増額となっております。

支出につきましては、第1款病院事業費用で材料費は減額となるものの、修繕費においては増額となりました。第2款附属外来センター事業費用におきましては、給与費は減額となるものの、薬品費、委託料などは増額となりました。第4条資本的収入及び支出では、公的資金の繰上償還に伴います他会計負担金と借換債、償還金の増額を計上させていただきました。

以上、まことに簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては経営管理部長より説明させますので、よろしくようお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） 経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第3条で示しておりますとおり、収入につきましては、第1款病院事業収益で1億6,339万7千円の減額補正をお願いするものでございます。第1項医業収益で、当初予算額に対して2.6%、1億7,639万7千円の減額補正、主な内容といたしまして、医業収益の入院収益で、当初予算で想定した入院患者数に比べて、1日平均11人、延べで4,215人の減少が想定され、1億8,686万円を減額するものであります。外来収益では、救急患者数の増加により、当初予算額に対し2.3%、1,531万5千円の増額補正、第2項医業外収益では、預金利息の増加等により4.9%、1,300万円の増額補正でございます。

第2款附属外来センター事業収益では、9,021万6千円の増額補正。第1項医業収益で、当初予算額に対し2.7%、5,352万6千円の増額。内容といたしまして、医業収益の外来収益で、当初予算で想定した外来患者数に比べて1日平均21人、延べで6,166人の減少が想定されますが、化学療法等の診療充実による診療単価の上昇により、3,954万円の増額、その他医業収益でも、健診事業の増により1,398万6千円の増額。第2項医業外収益で、臨床試験による収益等で3,669万円の増額補正であります。

第3款訪問看護事業収益では、利用者数の増加により992万1千円の増額補正でございます。

次に、支出について申し上げます。

第1款病院事業費用では、1,853万6千円の増額補正であります。その主な内容といたしまして、医業費用のうち、材料費は、入院患者数の減少に伴う減額補正でございます。経費では、A重油の高騰による燃料費の増額、医療機器の修理等による修繕費の増額により2,950万円の増、減価償却費は3万6千円の増額、資産減耗費は200万円の増額でございます。

第2款附属外来センター事業費用では、5,200万円の増額補正であります。第1項医業費用で2.3%、4,900万円の増額、その主な内容は、給与費で年度途中での常勤医師1名の退職により800万円の減額。材料費は、化学療法の充実による薬品費の増加で4,100万円の増額、経費については、委託料で1,600万円の増額。第2項医業外費用では、薬品費の増加に伴う消費税の計上による300万円の増額補正でございます。

次に、第4条資本的収入及び支出ですが、企業債で借り入れしている公的資金の繰上償還を計上させていただきました。資本的収入の第1項で、一括償還に係る他会計負担金として2,501万5千円の増額、第2項企業債で、繰上償還の借換債として2億4,860万円の増額。

支出では、第2項企業債償還金で繰上償還額の2億8,751万4千円の増額補正です。また、第1項の建設改良費で、がん診療連携拠点病院機能強化事業のシステム整備費として274万円の増額をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。質疑はありますか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第5号、平成19年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第3号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青柳正敏君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

## 第9 議案第6号

議長（青柳正敏君） 日程第9、議案第6号、平成19年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第6号、平成19年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

第2条の業務の予定量につきましては、施設利用者数の減により、入所及び通所ともに減となっております。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入では、利用者数の減に伴い、第1項の事業収益が減額となりました。

支出につきましては、給与費、材料費を減、経費、委託費が増額となりました。

また、特別損失では、しらさぎの里開設以来、建物附属設備の耐用年数の計上誤りにより減価償却費が不足していたしましたので、建物附属設備の減価償却不

足分を計上させていただきました。

以上、まことに簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましてはしらさぎ管理課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） しらさぎ管理課長。

しらさぎ管理課長（新井克行君） 詳細についてご説明申し上げます。

第2条の業務の予定量ですが、年間延べ療養者数については、入所者2万8,470人を2万7,403人、1日当たりになりますと、78人を75.1人、通所については1万500人を9,705人、1日当たりになりますと42人を38.7人、入所、通所それぞれ利用者数の減とさせていただきますのもです。

入所、通所者減少の要因につきましては、介護サービスを提供する施設がふえたこと、施設入所費用の負担が多くなったことが考えられます。

次に、第3条の収益的収入及び支出の収入ですが、第1款施設運営事業収益で、4億6,505万6千円を1,551万8千円減の4億4,953万8千円とするものです。内訳については、第1項事業収益4億6,443万6千円を、1,636万6千円減の4億4,807万円とするものです。第2項事業外収益は、61万円を84万8千円増加の145万8千円とするものです。

次に、支出ですが、第1款施設運営事業費用で、4億6,329万2千円を1億6,774万5千円増の6億3,103万7千円とするものです。内訳については、第1項事業費用4億3,774万8千円を、2,070万3千円増で4億5,845万1千円とするものです。また、しらさぎの里開設以来の建物附属設備減価償却引き当ての計上誤りによる不足額を当年度建物減価償却費として1,325万円、平成10年から平成18年度分を第3項特別損失の過年度損益修正損として、1億4,704万4千円の追加をお願いするものです。

なお、修正の主な内容は、建物附属設備としてエレベーター、空調設備、電気設備、給排水衛生設備等の合計3億7,187万4千円を、減価償却費を建物と同一の50年償却としていたものを、地方公営企業法施行規則第7条及び第8条の規定による有形固定資産の構造または用途別の耐用年数により、それぞれ計算したものです。

以上で詳細説明にかえさせていただきます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結

したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(青柳正敏君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(青柳正敏君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第6号、平成19年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(青柳正敏君) 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

#### 第10 議案第7号

議長(青柳正敏君) 日程第10、議案第7号、平成20年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者(新井利明君) 議案第7号、平成20年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

ここ数年の全国的な医師不足の影響が、群馬県内の公立病院にも出てきており、産婦人科や小児科など、地域にとって重要な診療科が休診に追い込まれている病院が出始めております。当院におきましては、休診する診療科はないまでも、常勤医のいない診療科や医師の減少が見られ始めております。20年度には、3名の内科医が減員となる見込みであり、今後、地域の医療を確保していくためにも、医師を確保することが重要な課題となってきております。

そのためにも、地域医師会との連携強化はもとより、地域全体で病院を守り立て、医師の働きやすい環境を整備し、医師の増員が図られるような病院にしていくことが求められております。依然として厳しい状況ではありますが、前年に引き続いて経費の削減に努めるとともに、地域住民の皆様方に安定した良質な医療を提供できるよう努力してまいります。

以上のことを踏まえ、平成20年度予算は、第1款病院事業で、医師確保対策に関する経費、入院患者給食提供業務、病院機能再整備調査委託、前年度に引き続き職員の研修、研究の充実を図る経費等を計上いたしました。

第2款附属外来センター事業では、土曜閉院による影響額を考慮して計上させていただきます。

第3款訪問看護事業は所要額を計上させていただきます。

以上、まことに簡単であります。提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては経営管理部長より説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） 経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 詳細についてご説明申し上げます。

初めに、第2条の業務の予定量についてでございますが、公立藤岡総合病院における入院は、病床数391床、稼働率83%を想定し、1日平均入院患者数325人、年間延べ患者数11万8,625人を、外来では、救急患者と透析患者を合わせて1日平均患者数100人、年間延べ患者数3万6,500人を予定するものでございます。

附属外来センターでは、稼働日数243日で1日平均患者数800人、年間延べ患者数19万4,400人を予定するものでございます。

訪問看護事業では、年間延べ利用者数6,720人を予定するものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額であります。

第1款病院事業収益では、67億842万7千円。内訳として、医業収益が64億7,872万9千円、医業外収益2億2,918万8千円、特別利益51万円であります。

第2款附属外来センター事業収益は、20億8,201万2千円。その内訳として、医業収益が19億6,380万4千円、医業外収益1億1,819万3千円、特別利益1万5千円であります。

第3款訪問看護事業収益は5,444万5千円で、その内訳は、事業収益5,427万円、事業外収益17万5千円であります。

次に、支出について申し上げます。

第1款病院事業費用は74億4,630万8千円で、その内訳は、第1項医業費用71億7,053万8千円、第2項医業外費用2億7,026万8千円、第3項特別損失500万2千円、第4項予備費50万円であります。主なものとして、医業費用では、給与費が医業費用の56.4%、40億4,229万4千円、材料費が26.4%、18億9,200万円、経費で12.6%、9億660万円を占めております。

第2款附属外来センター事業費用では20億9,375万1千円で、その内訳は、第1項医業費用19億4,739万2千円、第2項医業外費用1億4,535万8千円、第3項特別損失50万1千円、第4項予備費50万円あります。主なものとして、給与費が医業費用の34.7%、6億7,109万6千円、材料費が26.4%、5億1,490万円、経費で25.7%、5

億 1 2 5 万円を占めております。

第 3 款訪問看護事業費用は 4 , 7 5 1 万 8 千円で、その内訳は、第 1 項事業費用 4 , 7 3 3 万 6 千円、第 2 項事業外費用 8 万 2 千円、第 3 項予備費 1 0 万円であります。主なものとして、給与費が事業費用の 8 3 . 2 % を占めております。

第 4 条は資本的収入及び支出でございます。第 1 款公立藤岡総合病院では、資本的収入 5 億 8 , 6 5 6 万 7 千円で、その内訳は、企業債償還元金分の他会計負担金 1 億 8 , 6 5 6 万 7 千円、企業債 4 億円であります。

資本的支出は、7 億 3 5 0 万 4 千円で、その内訳は、建設改良費 4 億 5 0 0 万円、企業債償還元金 2 億 9 , 8 5 0 万 4 千円であります。

第 2 款附属外来センターでは、資本的収入 1 億 2 , 2 0 8 万 4 千円で、企業債償還元金分の他会計負担金であります。

資本的支出は、企業債償還元金の 1 億 8 , 9 8 0 万 1 千円であります。

平成 2 0 年度病院事業会計の収支については、病院事業では 7 億 3 , 7 8 8 万 1 千円の赤字予算、附属外来センター事業では 1 , 1 7 3 万 9 千円の赤字予算、訪問看護事業で 6 9 2 万 7 千円の黒字予算となり、病院事業合わせて 7 億 4 , 2 6 9 万 3 千円の純損失を計上しております。

経営環境は非常に厳しい状況でございますが、地域住民の皆様にご安定した良質は医療を提供するため、職員一丸となって経営改善を今後も進めてまいりたいと思っております。

以上、簡単でございますが、詳細説明にかえさせていただきます。なお、赤字予算調整に伴い、お手元に配付させていただきました経営改善計画について総務課長より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（青柳正敏君） 総務課長。

総務課長（吉田賢治君） それでは、お手元の資料に沿いましてご説明をさせていただきます。平成 2 0 年度の経営改善計画についてでございます。

平成 2 0 年度につきましては診療報酬改定の年となっております。過去 3 回の改定におきましてはマイナス改定となっておりますが、今回の改定につきましては、ほぼ据え置きというような状況の見込みでございます。

また、新たに始まる後期高齢者医療制度につきましても、高齢者に対する医療内容の劣悪化と医療差別を招きかねないというような制度であります。

当院におきましては、平成 1 4 年度に入院と救急に特化した入院棟と、高機能外来、健康管理センターから成る外来センターとに分離いたしました。病院を分離したことによりまして、患者さんの療養環境につきましては格段に改善はされたものの、医師の労働環境につきましては過酷なものとなってしまい、また、経営面からは職員の増加、物的資源の重複など、経常経費の増加につな

がっております。

現在、全国的な病院経営の流れは、地方公営企業法の全部適用、また地方独立行政法人、指定管理者制度などに移行を検討している自治体病院は少なくないと思われまます。当院におきましても、現在の地方公営企業法一部適用よりも機動性、柔軟性のある病院経営を実現するためには、経営形態の見直しまで踏み込んだ検討が必要かと思われまます。

当院は、構成市町村から公営企業法に基づきます基準によりまして負担をお願いしておるところでございますが、経営状況は依然厳しい状況でございます、現金も減少傾向でございます。過去から行っております経費の削減等を今後も継続して行っていくことはもとよりでございますが、収入確保に全力を挙げて取り組んでまいります。しかしながら、このままの経営を行っていきまますと、なかなか将来経営が成り立たなくなることが予測されるところでございます、構成市町村からの負担金の増額、もしくは赤字補てんをさらにお願ひする必要が生じる可能性があります。

このようなことから、構成市町村職員の協力のもとに、公立藤岡総合病院機能再整備検討ワーキンググループを立ち上げまして、医療環境の整備・充実を図りまして、より効率的で合理的な病院づくりを行うための検討機関ということで設置させていただいております。今後につきましては、構成市町村職員と協働のもと、医師が将来に希望が持て、経営的にも効率のよい運営ができる病院にしていくための機能再整備調査を実施しまして、将来計画を策定していきたくております。議員各位には深いご理解とご協力を願ひいたします。

以上、簡単ではございますが、経営改善計画の説明とさせていただきます。よろしく願ひ申し上げます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願ひます。針谷賢一君。

議員（針谷賢一君） 一番最初に、市長発言の中で、群馬県内に2つの病院ですか、1つは民事再生法とか、もう1点はちょっとわからなかったのですけれども、いずれにしても大変厳しい病院経営だというふうに感じているわけですが、この外来センター、または入院棟ですか、そちらのほうも建物が分離していて大変、ここにあるのですけれども、医師の労働環境の悪化も、医者が集まらないのはそういうことも一つの要因と考えられるというふうに言われております。

でも、いずれにいたしましても、この施設、藤岡市の中核病院としてなしていかなければならない、また地域全体で盛り上げるのだというふうにお話がありましたけれども、18年度のこの資料なのですけれども、公立藤岡総合病院を構成しております藤岡市、吉井町、神流町、上野村、この全体を足してみまますと、総合病院に来ている方が47.6%、高崎市とか、県内、県外で52.4%

ということになっているのですけれども、この中核病院としてやっていくために、大変また厳しい状況だ、そして、この近隣の市町村からも援助は受けられないのか、またそういった議論はなされたことはあるのかどうか。保険証一つあれば、もうそれはどこへ行っても診ていただくことができるので、なかなか難しいとは思っているのですけれども、そんな議論をなされたことはあるのかどうか、その辺をちょっと伺います。

議長（青柳正敏君） 経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 私も、この病院に3年になるのですけれども、私がかからずには3年以内にはありません。ただ、話題にはなったことはありますが、埼玉北部から約3割の方がうちの病院に来院されますけれども、そこを構成市町村に入っていていただく、あるいは構成市町村に入らないまでも負担をいただくということで、具体的に動いたことはございません。過去においても、そういうふうな議論になったとは聞いておりますけれども、具体的にはどのような話で進んだかについてはちょっと承知しておりません。以上です。

議長（青柳正敏君） 針谷賢一君。

議員（針谷賢一君） 当病院も医師不足というふうなことをよく聞くのですけれども、先生の給料を上げれば問題が解決するということでもないと思うのですけれども、19年4月ですか、ドクターバンクがスタートしたと思うのですけれども、そのドクターバンクのほうに藤岡のこの病院の様子なんかは逐次、いろいろな状況が伝わっていると思うのですけれども、その辺の状況というのですか、藤岡市のこの施設の評判というのですか、こういった面が改善されればもっとよくなるのだというような、ドクターバンクのほうにはそういう意見なんかはないのでしょうか。

議長（青柳正敏君） 医事情報課長。

医事情報課長（松田裕一君） ドクターバンクのほうですが、立ち上げのときから当病院の病院長が参加しておりますが、現在、県のほうでやはり問い合わせが10件程度の登録、医師の登録自体が10件程度になっております。そのほかの各病院につきましては、今度、採用側で病院のすべての情報をドクターバンクには出しております。今言われた給与関係から処遇についてもすべて病院のほうの情報としてドクターバンクには登録させていただいております。

（「ほかの病院なんかは、病院の様子、評判を出しているのか」の声）

医事情報課長（松田裕一君） すみません、その点につきましてもドクターバンクのほうも、その中には今出ておりませんが。

議長（青柳正敏君） 針谷賢一君。

議員（針谷賢一君） 経営改善の資料の中にも、先ほど言いましたけれども、やはり先

生が外来棟で診て、それからまた向こうの入院棟のほうへ飛んで行って治療をし、そしてなおかつ、こっちへ戻ってこられないぐらいの忙しいような話も時々聞くのですけれども、そういった入院機能と外来機能が分離されているというのも一つの大きな要因じゃないかなというふうには私は思っておりますけれども、他の点をどんなふうには考えているのかお聞かせください。

議長（青柳正敏君） 経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 今、議員ご指摘のとおりだと思います。当初の計画のときには、これほど医師が不足するという状況でないときに計画を立てて外来分離されたと思われまます。しかしながら、平成16年の新臨床研修制度による2年間の医師の外部供給が滞ったという中でとどめを刺されたといいますが、非常に医師にとっては過酷な状況が続いている、それ以来続いているというのが一つの原因で、他の一つの原因としては、当院の施設的な問題もあるのではないかなと。

ただ、今説明にもありましたけれども、病院等が、今のところはさほどその大きな影響を受けているという、ほかのもっと悲惨な状況の病院に比べれば、大きな影響を受けているという認識ではありませんが、これがずっと3年も5年も続くかということ、非常に危惧されます。そうなってしまってからでは遅いということで、今回、提案させていただきましたが、病院機能の再整備の構想を市町村の職員とともに勉強させていただいて、そして医療が、今後もずっと継続して提供できるような医療環境ができる、どういうふうな状態だったらできるかということこれから詰めていきたい、考えていきたいということで予算化もさせていただきたいということで提案をさせていただきました。

議長（青柳正敏君） 他にご質疑ありませんか。黒沢功君。

議員（黒沢功君） 業務の予定量等を見ますと、20年度の予算の中では、いずれもといいますが、入院患者、外来患者、それぞれ総合病院と外来センターとも減少傾向の中で、それで予算編成されているように思えるのですが、先ほどの平成19年度の補正予算の中で減少見込みということで変更し、さらにそれを下回る形での予算編成というふうなことになっているように思います。

今、経営改善計画等の説明もありましたけれども、成り行きでこの現状を打破することはできないからこういう予算編成というふうなことになっているような気がするのですけれども、その辺の考え方をもうちょっと、もう1回説明をお願いしたいと思うのです。職員も何か大幅に減少になるようにあるのですが、その職員が、どういう分野の職員がどのぐらい減るのか、それも、そういう形で減る中で、これから小ぢんまりと抑えていくというふうなことでの考えなのかどうなのかというのを含めてご説明をお願いしたいと思うのです。

それから、34ページに企業債で、起債が、設備機器整備事業、それから機

械器具整備事業というのがあるのですけれども、これも、ちょっと詳細をご説明をお願いしたいと思います。以上です。

議長（青柳正敏君） 用度施設課長。

用度施設課長（黒澤美尚君） お答えします。

現在の熱源設備につきましては、稼働後22年が経過しまして、法定耐用年数が15年となっております。また冷凍機及び冷却塔の老朽化が激しく、能力の低下が見られております。今回の熱源設備、先ほどの質問ですが、熱源設備の更新工事では、イニシャルコストだけではなくて、運転費の削減、そして省エネルギー化と環境にも配慮しまして、燃料を現在の使用の重油から都市ガスへと転換していきたいと思っております。なお、今回の工事につきましては、補助金対象事業にも該当するため、その準備も進めております。以上です。

議長（青柳正敏君） 総務課長。

総務課長（吉田賢治君） 職員数の減につきまして、内容をご説明させていただきます。

お手元の議案の40ページにございますが、本年度と前年度を比べますと、22名の減の見込みでございます。

その内訳ですが、入院棟のほうで13名の減を見てございます。さらにその詳細につきましては、内科医師2名、さらには、栄養室の業務を、給食業務を委託するという想定で検討しておりまして、その部分で藤岡市さんのほうに職員をシフトするという部分もございます。またさらに、看護師の採用は毎年しておるのですが、なかなか実際に確保が難しい部分で、マイナス6という数字になります。さらには労務員の関係で、先ほどの栄養室の関係ですけれども、しらさぎの里へのシフトという形で、入院棟は13の減と。

外来センターにおきましては、これも、医師の減があります。さらには退職職員もございますので、そういった関係でマイナスの9という形を見込んでございます。職員につきましては以上でございます。

議長（青柳正敏君） 医事情報課長。

医事情報課長（松田裕一君） 先ほどの企業債の中で、機械器具整備事業ということで1億2千万円、これにつきましては内容ですが、現在、14年に導入しました医事会計システム、それから健診システムの更新のための費用です。現在、14年度に導入しまして6年リースが終了してはいますが、医事会計システムにつきましては、21年度からすべての請求がオンライン請求ということで、国保、それから社会保険、そちらのほうにオンラインによった請求を行うための機具の更新を予定しております。それから、健診システムにつきましては、20年度の4月から始まります特定機能健診、これに対応できるためのやはりシステムの更新を計画しております。以上です。

議長（青柳正敏君） 黒沢功君。

議員（黒沢功君）　あと、最初に、基本的な予算編成の考え方をお聞きしたわけなのですが、外来センターの患者数、1日平均で、19年度の補正予算で689人で、20年度の、これで見ると800人ということで一見ふえているように見えるのですけれども、これは何か、診療日が1日減る、そういう週の5日で割るということですかね。そのことによるふえる人数ということなのかと思うのですけれども、だから全体的には、年間の延べ人数で減ったままでの予算編成ということですよ。

今聞きますと、職員の中にも医師の減等が含まれているということで、なかなか医師確保というのが難しいという、課題だというのは話には出ていますけれども、その辺で、しょうがないのだという形での予算を編成していくんだというような、そういう、いわば消極的な感じの立て方ということで理解すればいいのかどうか、その辺をお聞きしているわけです。もう一度お願いします。

議長（青柳正敏君）　経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君）　大変申しわけありません。

消極的とか積極的という表現もあるかと思うのですけれども、現在の病院の、何というか、体制の中で、実際に一番近い形ではこのように推移するだろうという予算の立て方でございます。消極的でも積極的でもなく、実態に合った予算を立てたということでございます。

病院につきましては、内科医師の退職に伴って、やっぱり入院患者さんの数については減少せざるを得ないだろうと。また外来センターにつきましても、土曜閉院だけでなく、精神科の常勤医師が1名退職されることとか、後期高齢者医療制度で75歳以上の約25%を占めるこの患者さん方が、地域のかかりつけの先生のところに行かれるということも想定させていただいて、やっぱり減少するだろうという考えであります。昨年、外来センターは20万2千人ぐらいいるのですけれども、ことしは19万4千ぐらいじゃないかなという予測を立てております。積極的とか消極的という表現ではなくて、実態としてこのぐらいじゃないかなという感じの予算を立てさせていただきました。

議長（青柳正敏君）　黒沢功君。

議員（黒沢功君）　実態というのは成り行き任せというようなふうにとられてしまうのですが、そうすると、将来もこのままだんだん減少、じり貧傾向が続いていくのではないかというような気を持ってしまうのですよね。経営改善計画等がここに出されているわけですし、ワーキンググループ等をもっと頻繁に開いて、この辺のところをもうちょっと活路を広げるような形でいかなければいけないのじゃないかなというような思いもするわけです。

そのほかで、職員が減るから多少はいいとか、あるいは、昨年度でしたか、

組合のあそこが脱退したお金が入ったということで当座は何とかやっていると、というような、その辺の、何ていうのですか、いわばちょっと緩みというか、甘えというのですか、そんな感じで行っているような印象も受けますし、いろいろな面で、経営改善をもっと具体的にやっていただきたいなという思いです。例えば、先ほどの設備のほうのあれですね、重油から都市ガスにするというようなことで、どのくらいコスト等が減少するのか、あるいは、変更するのにそれがかかって、それを戻すのに何年くらいで戻るかというような、そういうことも当然考えていると思いますけれども、そういうものを削減の一つとして挙げられているのだと思いますので、それについてももうちょっと詳しく説明いただければというふうに思います。

議長（青柳正敏君） 用度施設課長。

用度施設課長（黒澤美尚君） お答えします。

試算ではありますが、予定量といたしまして、現在A重油を使用が1年間で約50万リットル、今の単価でいきますと85円であります。まだまだ重油の高騰ということで、金額のほうも、費用のほうもかかると思います。これを単純計算いたしまして、約4,300万円、これを都市ガスに使用しますとやはり同額でありますけれども、約52万立方メートル、単価につきましては67円くらいでいけるだろうということで、3,500万円程度ですね。その差が約800万円削減できるかとは思いますが、以上です。

議長（青柳正敏君） 他にご質疑ありませんか。佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 20年度の当初予算ですか、いろいろ数字的なことについては、やや減少、収入も、いろいろな部分が、これは実態に合わせた予算なのだというふうな経営管理部長さんのお話なのですが、企業会計ですから、なかなかこのとおりにはいかないのは十分承知はしているのですが、その中で、予算の仕組みとすればきちんとすべてのものを計上しろということなのでしょうけれども、繰上償還の件については、補正では19年度分は載っているのですが、ちょっとどこを見ても20年度、病院のほうで予定しているものが計上されていないのは、これはどのような理由で計上しなかったのか、あるいは該当するものはないのか。たしか藤岡市のほうの議会の説明では、20年度も病院のほうはそれなりの数字が出ていたというふうな記憶があるのですが、その辺の詳細についてまずお尋ねします。

それから、この経営改善計画、きょうここに来て見させてもらって、今、課長のほうから説明があったのですが、大変なことが書いてあるので、改めて読んでみますと、びっくりするようなことが書いてあるのですが、いろんな意味で、こういったことを反映して20年度の当初予算を組んだというふうに理解しているのですが、なぜ改めて議場の中で、議案とこれが

関係あるのかわかりませんが、議会の中でこういう説明がされるのかちょっと私には理解できない。きちんと説明する場所できちんと説明しなかったらおかしい話で、当然、こういうことの中で、20年度の予算にこのことが反映されているのだというふうに理解しているのですけれども、運営形態の見直し、それから構成市町村からの負担金の増額や赤字補てん、これは、以前もいろんな医師不足、じゃ、医師不足の原因は何なのですかというところで質問もしてきた経緯があります。

私は、基本的にいろいろな理由があると思っていますのですけれども、ここにも書いてあるとおり、入院棟と外来ですか、分離したのも大きな原因の一つだというふうに思っているのですけれども、たしか11月のここの議会でしたかね、管理者のほうに、いろんな意味で本来あるべき姿について、たしかこういう運営形態ですよ、大きく言えば。そういうことも含めていろいろな形の中で、またもう一度一つにすることを前提の議論じゃなくていろいろな形で、この病院のあるべき姿をきちんと議論すべきだというふうに私は質問したつもりなのですけれども、そのときに、積極的な答弁は管理者のほうからなかったのですけれども、改めてここでこういうふうに出てきたということは、この辺について、さまざまな観点から協議をするのだという管理者のお考えでよろしいのでしょうか。

議長（青柳正敏君） 総務課長。

総務課長（吉田賢治君） それでは、まず第1点目の繰上償還についてご説明をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、平成19年度の補正予算につきましては、繰上償還について先ほどご決定をさせていただきました。同様に、平成20年度におきましても、隔離病舎事業の分、それに病院の増改築事業の分につきましては、確かに繰上償還を見込んでおります。これにつきましては、一般会計、公営企業を問わず、収入支出の大綱につきましては予算計上を定めると規定されておまして、これにつきましては、大変申しわけないのですが、当初予算には計上するのが漏れておりました。まことに申しわけございません。19年度同様に、補正予算で今後お願いする予定で考えておりましたので、その辺を何とぞご配慮のほどよろしくお願いいたします。申しわけございません。繰上償還については以上でございます。

議長（青柳正敏君） 経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 管理者のほうへの質問ということだったので、私のほうから、その前段でお話しさせていただきます。

この経営改善計画の20年度ですけれども、病院のターニングポイントとなったのが、平成14年の外来分離でございます。平成14年以前につきましては

は、病院については一つで外来と入院棟を持っていたと。14年度から外来が分離して、病院の今の状況が始まったわけなのですけれども、その間、平成14、15、16、17、18と、前任の職員がいろいろな多様の努力をしてきました。私も、平成17年度からその末席で経営改善の一翼を担うこととなりました。いろいろな費用面を減ずるための努力をさせていただいたつもりですけれども、なかなか経営が改善ならない。その一つとしては俗に、「稼ぐに追いつく貧乏なし」という言葉がございますけれども、なかなか収益が上がらないと。同じ職員の中でも、どういうふうにしたら収益を上げるかということが大切でございます。固定費は一定でございますので、売り上げなり収益を上げるということが非常に大きな問題なのだけれども、なかなか上がらないという状況でございました。

そこで、20年度につきましては、今まで検討してこなかったことにも踏み込んで検討する必要があるだろうということで、表現は非常につたない表現で申しわけないのですけれども、運営形態の見直し、そして、議員さんからもご支援いただいて、市町村のご負担を一部増加させていただいたこともございますが、構成市町村からの支援、そして、あとは病院の非効率とか、柔軟性だとかに欠けているこの状態を改善するための機能の見直しということで、前提はありませんけれども、いろいろなタブーなき議論をさせていただきたいということで改善計画を策定させていただいておるところでございます。

どのような方向に行くかということについては、今私の持っている情報とか知識の中ではお答えできませんけれども、いろいろな情報を市町村の職員の方とともに消化して、勉強して、そして議会の皆さんにもご提示できるようなことを今後していきたいという、そういった意味で、少し言葉は足りなかったり、言葉がちょっと過ぎたりということもあるかとも思いますけれども、こういう改善計画にさせていただいたという経過でございます。

議長（青柳正敏君） 管理者。

管理者（新井利明君） 新年度予算につきましても、赤字会計の予算書になっておりますので、経営計画というものをしっかりとやっていかなければいけないのだろうという中でここ何年か続けておりますけれども、前回の議会の場で、これは院長先生の発言にございましたけれども、やはり医師としての立場、または地域診療を守っていく立場で、こういうふうに2つ分かれているのがいかなものかという発言もありましたが、それとこの将来の検討すべくというのは、ある意味で方向性というものは同じといたしますか、そういったものをしっかりと検討していかなければ、この地域の診療というのは回復できないのじゃないかなと。この検討チームそのものは、管理者というよりも、院長のもとにつくられているというふうに思っております、これからいろいろな議論があるとい

うふうに思っております。

いかに病院事業が苦しいかという中で、きょうこの議会の中にも、構成メンバーの中にも、医師会の先生もいらっしゃいますけれども、毎回毎回、診療報酬の値下げが行われております。ですから、いかに頑張っても、例えば20年度頑張った、21年度頑張った、また22年度診療報酬の値下げというようなこととなりますと、追いついていかなくなってしまう。国の施策の中で、いかに診療報酬の改定というものが病院事業にとって大きな影響を及ぼすのかというふうに思っておりますけれども、このことについては、今度我々は行政の立場からしっかり国にもお願いしなければいけない事項というふうに私は思っております。群馬県の医師会長さんともそんなことを話しておる現状なのですけれども、それと、この地域の医療のためにしっかりと検討をしていかなければいけないという意味で、こういった計画を今進めているわけございますので、ぜひご理解をいただきたいなというふうに思っております。

議長（青柳正敏君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 19年度の補正を見ましても、現金ベースのところでは約2億円ぐらい、何ていうのですか、3条のところへ補てんしているという、4条のところへも補てんしているのですけれども、20年度の予算もおおむねそういうことですよ。残された内部留保資金が約20億円、毎年毎年2億円余り少なくなっていく、あるいは、今後の4条予算のところでの設備投資いかにによってはさらに少なくなる。そして、医師不足だとかいろいろな要因が重なってきますと、3条のところでもさらに赤字幅がふえてくるという状況を想定して、経営管理部長さんはいろいろなことをおっしゃっているのだと思うんですね。

そういう中で、今、管理者らの発言を聞いていますと、このワーキンググループは、鈴木院長さんですか、院長さんのもとでいろいろな、まずはそこできちんとこの病院の現状を、この時点でまたいろいろな意味で精査する。管理者はここには余りかかわっていないのだというふうに、私にはちょっととれたのですけれども、その辺が、鈴木院長を初めとして医師の確保という部分については相当な努力をなさってくれているということも、私も理解しているのですけれども、現実の問題として、構成市町村からの負担金の増額や赤字補てん、これは全く無理だと思いますよね。

副管理者の吉井の町長さんもおられますけれども、現実の問題として藤岡市、ここもそうですよね、先ほど議決したばかりですけれども、職員の給料をさらに3%、本俸を削減しますという中でさらなるその補てん。現実の問題として、病院側が20億円余りのお金を持っているということになると、これは少し現実離れしているのかな。でも、最終的に病院がどういうふうになろうと、最終的にはすべて構成する市町村が最後の責任はとるということですから、でもそ

ういうことにならないように、できるだけ早く現状の問題を打開しながら将来展望を開いていかなければならないという使命があると。

したがって私は、いろいろな意味でそういう検討を始めたらどうでしょうかというふうに以前から提案しているのですね。分離して、そうそう長い時間がたっているわけじゃありません。大きな投資をして、じゃこの基本的なものを変えるのだということになると、相当な議論と相当な説明責任が発生すると私は思う。したがって、いろいろな意味で、さまざまな観点からよく検討を始めましょうという意味で、盛んにお願いやら提案しているのですけれども、どうでしょうか、そういういろいろな現状を踏まえてもう一度、管理者と副管理者おりますので、ある意味では、公立病院なので、そういった最終的な責任はすべて構成市町村が負わなければならないという意味合いから、どういうことがいいのか、あるいはどういう考えをお持ちなのか、改めてもう一度管理者と副管理者にお伺いいたします。

議長（青柳正敏君） 管理者。

管理者（新井利明君） まさしく今議員おっしゃいますように、責任上というのは当然関係する市町村があると。総務省に過日職員を行かせまして、いろいろなことを相談させてもらいましたけれども、総務省の答えは端的なのです。それは地域で見なさいというだけで終わります。そのぐらい大きな責任を背負っているわけでございますけれども、やはり将来、どういったこの地域に病院として存在していかなければいけないのか、そういったものを考えたときには、将来のこの地域の病院のあり方というものをしっかりと検討して、それを、今議員おっしゃいますように、地域の皆様や議会の皆さん、そういった皆さんにも当然議論の中身をオープンにしながら、説明責任はあるというふうに思っておりますが、このことをしていかなければ、大変ある意味では厳しいまま、ずっとじり貧になっていってしまう。長い目で見ればそういう厳しさを持つ。どこでどうやってそのことを解消しなければいけないのか。

例えば、医師不足というものを言われてもう久しく時間はたってはおりますけれども、なかなか一向に解消できません。このことは、我々だけで解消できる問題ではない。例えば、ほかのところから先生方をお願いして来てもらう、そうするとその分また群大に引き揚げられてしまう。慢性的な群馬県内全体の医師不足というものをとらえたときに、どういうふうにやっていったら本当に病院としていい運営ができるのかなど。院長先生は、しっかり医師の確保についていろいろご苦労されて、実際に先生の関係で来ていただいた方もいらっしゃいます。いらっしゃるのですけれども、その分が今度は群大にまた戻されてしまうといった変な現象なっておりますので、群大もしっかりと支えてもらうべく、地域医療をどういうふうに考えるのか、県としてもその辺を考えてもら

うことが必要じゃないかということをおはよく言うのですけれども、そういったことを踏まえて、じゃ今度は地域としてはこういったことを将来考えていこうというあらわれでございます。

病院に対する支援というものは、市町村でもしっかりやらなければいけないというのは当然なのですけれども、その前に、病院のあり方というものを長期的なスパンの中で考えなければならない、そういった時代に来ているというふうに思っておりますので、ぜひいろいろな検討をしてもらった中で、今度は我々行政側のほうに、こういったものを作ってほしいのだというものを上げてくれというふうになっておりますので、ぜひこのワーキングの議論というのを、中身を聞きながら我々も検討していかなければいけないというふうに思っております。

議長（青柳正敏君） 副管理者。

副管理者（齋藤軍雄君） 大変建設的なご意見をいただいたというふうに思っております。前の議会のときに私も、ぜひ議員さんにも中へ入ってもらって、そしてそういう対応をやっていったらどうでしょうかというお願いをしたところ、前はずっとそういうふうにお願ひしてきたんだと、だけれどもそれができなかったということが話の終わりになってしまって、議員さんが参加して、そういうその会議を持たないと。対策委員会ですか、そういったものができないよと、こういうふうな話になっていたというふうに私は思っているのですけれども、私は、せっかくのご発言でございますので、この際、そういった皆さん方に、議員の皆様方にご参加をいただいて、そして本当に丁々発止のご意見の中で、この病院をどうしていくのか。こういうことがまさに必要なのだろうというふうに私は思います。これは、こちらのほうにいる執行部の方々も望んでいるんじゃないかなというふうに思いますので、この際ぜひ副管理者としては、そういう委員会なりを立ち上げてもらって、そしてこれからの病院対策を講じていければというふうに思っておりますけれども。

議長（青柳正敏君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 予算の個々の部分の数字と少し逸脱してしまって、ある意味じゃ予算議会ですから、いろいろな観点から議論させてもらうということで、議長さんにはご勘弁願ひたいのですけれども、確かに医師不足、いろいろな部分で、ここだけの努力、あるいは普通地方公共団体の努力だけではどうにもならない部分は、まことに管理者が言ったとおりなのです。

厚労省の政策やいろいろなところでいつも地方は振り回されるので、病院もまことにそのとおりなのですけれども、その中で、いつまでもそういうことを言っていて、何ていうのですかね、国の責任やいろいろな責任、すべてがそこにあるのだといっても話は一步も進みませんので、確かに管理者がおっしゃっ

たような、まず自分たちでできることをきちんとやっていくのだということが非常に大事なのだと思うのですよ。

だからそういう意味で、前からいろいろなことを言わせていただいて、改革検討委員会みたいなものを立ち上げましょう、議員も入ってということだったのですけれども、私はそういうことに賛成はしたのですけれども、当時の議会の中では、議員がそういうところに入って行くのはおかしいというふうな議論が出てしまって、議会はその中に入っていかなかったのですけれども、どちらがいいのかよくわかりませんが、いずれにしても、あれですかね、いろんな意味で病院長を中心に職員でやる。その後を答えて、いろんなことを決定していくというふうな、管理者のほうの発言だったのですけれども、そこに藤岡市の職員が入れば、当然これは市長さんの意を受けて入っているのだというふうに理解していいのかなのかちょっと難しいのですけれども、いずれにしても、もう少し管理者、副管理者、最も責任ある立場の人がもう少しいろいろなところでいろいろな意見を出していただいて、こういうふうにする、ああいうふうにする、こういうふうにするべきじゃないのか、それは結論、先生がいらっしゃいますから、その診療だとかいろいろな部分に対してはなかなか口出しができないと思います。

ただ、そういう意味で、いろいろなところできちんと健全にやっていってこの地域の医療を担っていくのだと、その使命をきちんと果たしていくのだという観点から、もう少しいろいろなところで積極的に指示をしていただいたほうがいいんじゃないかというふうに私は感じているのですけれども、3回目ということなので、これが最後なので、もしその辺でご意見があれば伺って、質問を終わります。

議長（青柳正敏君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） 私、病院長が、公立藤岡総合病院機能再整備検討ワーキンググループを、病院長のもとに委員会として設置しておりますので、お答えさせていただきます。

当院の状況はいろいろな点でこのままならば、行くも地獄、引くも地獄という状況になると思います。現金としては約20億円あって、一見安定した様相を呈しているかというように誤解されがちなのですけれども、このまま行けば将来はないということははっきりしています。

私は、ある年数を経れば病院から去りますが、ただ、病院は存続して、地域医療を担わなければいけないと。その病院の将来に対して見て見ぬふりをして過ごすわけにはいきません。そういう中で、やはり将来も存続するような方法はないものか。そしてそれを、現状で認識し真正面からとらえて、どういう手があるのか、そういうようなことを、特にどこに気兼ねするわけではなく、真

正面からとらえて議論していく必要があるだろうと。そういう中で具体的にどういう手が打てるか、そういうような案をつくる必要があるだろうと。これは病院独自で行うわけにはいかないの、構成市町村の職員の方にもみな入っていただいて、ご理解いただいて、そういう中で幾つかの案をつくっていきましょうと。そしてそれをたたき台にして議論を起し、将来進むべき道を、より現実的なものを探っていくということのために、このワーキングは設置されております。

ですからワーキングで決定するわけではなくて、議論するための、今後計画を練っていく際の案を、たたき台をつくっていく。具体的にそういうものがないと議論になりませんし、現実的なことの対応というのは目に見えません。そういうことで、あくまでもこのワーキングの役割というのは、そういう具体案を、ある程度実行できそうな案を提案していく役割を担った組織というふうに私は考えて、お願いしているところであります。

ですから、そういう中に議員の方々の、住民の代表としての立場でご意見をいただければ非常にありがたいことでもあります。ただ、やはり病院の職員が主体となってやっていったほうがより現実です。医療行為は医師が入らないとわかりませんが、医療の現実を取り巻く環境というのはよく理解しているものですから、やはり病院の職員が汗をかいて動いてもらわないことには先へ進めないと、そういうことで事務局として、病院のほうで実体的に動くということで今後取り組んでいくことになっております。そして20年度は、やはり専門家の意見も聞こうということで、コンサルテーションを受けていく予定であります。そういうことも20年度の予算の中では考えておる状況であります。

そして、医師不足ですが、医師不足に対して、もうこれは即効的な対策がないことは明らかであります。ですから、当院から医師の離散をいかにして防御していくか、そのためには、医師が働きやすい環境づくりが一番大事であろうかと思えます。そういう中で、非常にフットワークが悪く、働きづらいという環境はどこにあるかということ、やはり外来センターと入院棟は、外来分離とは言いますけれども、距離的に考えれば2つの病院という位置づけです。

医師が十分確保されているときはおのおの2つの施設が自立して機能できるわけですがけれども、医師の確保が難しい中では、これはやはり集約化が必要です。これはもう、病院の再整備という中では、総務省でも地域の病院の集約化を図ると言っているわけですがけれども、その病院同士の集約というよりは、私たちの病院内の集約を図って、そして構造的な不採算、そういうところを改善していく必要があるのだろうと、そういうことをまともに議論する時期に来ていますし、これはもう少し遅い時期ではないかと思えますけれども、そこに、医師の確保を、今後大幅に改善するという見込みがない中で集約していくとい

うことで、一つの柱に考えております。そういうことも含めて、このワーキングでいろいろなところを検討していただくという予定になっております。以上です。

議長（青柳正敏君） 渡辺徳治君。

議員（渡辺徳治君） 大変努力されているということがよくわかりましたけれども、医師不足がもう決定的だと、医師がふえるか減るかで病院の経営が赤字になるかどうかということが、それで大体決まるということは、前にも聞いたことがあります。院長先生から、1人医師がいると2億円稼ぐのだという話を聞いたことがありますけれども、3人減ればそれなりの収入が減っていくということも想定もできるわけですがけれども、医師不足そのもの自体が、病院の努力とか、それでいろいろなところに……

（「それは予算と関連があるのか」の声）

議員（渡辺徳治君） 予算の関連で言っているのですよ。そういうことで言っているのですけれども、現実の問題として、今どこへ医師をふやすということを言ってみても、厚生労働省がいかに医療費を抑制するかということで、医師をふやす努力をしていないわけですよ。ですから、それから医師の点数制度を改悪して、やはり病院の経営を困難にする。そういう問題がどんどん進められているわけですから、そういうところに向かっても、本丸に向かって話を進めないで、技術的に病院の中だけで対応していこうとしてみても、なかなかこれは突破できない、そういう問題を含んでいるというふうに思うのですね。

そういう意味ではやはり、国に対して、厚生労働省に対して物を言っていくと、予算でこれだけ赤字が出てしまうその根本はそこにあるのだということで迫っていくということも含めて、この経営改善の中に含めていかないと、ちょっと言葉不足でもあるし、なかなか改善できない。もうじり貧をそのまま行ってしまうというふうな予算の組み立てになっていくのじゃないかというふうに思うのですけれども、その辺についての、これは一般質問では、ありませんけれども、回答ができましたらどうぞ。

議長（青柳正敏君） 管理者。

管理者（新井利明君） まさしく今議員おっしゃいますように、国全体としての医師制度、医療制度、こういった改正の中での地方の自治体病院というのは特に厳しくなっておりますけれども、実際には、自治体病院ばかりではありません。民間の病院についても、医院についても、みんなやはり診療報酬の改定で苦しんでおります。2002年度マイナス2.7、2004年度マイナス1.05、2006年度マイナス3.16、2008年度マイナス0.82、ずっとこう下がってきている。こういう中で、そういった病院が今までにない苦しさを持っております。

それと同時に、研修医制度を導入しますといったときに、2年間我慢してくださいと言ったのですよ。2年間我慢してもらえば、その後は順調に医師の派遣ができるのだという話があったわけですが、実際にはもう6年ですよね……、5年ですね、たつわけですが、一向にそういった改正が見えてこない、そういった現状もありますので、できるだけ、先ほど言っていただきましたように、国または県に対して、地方としての意思、こういったものを持っていく、お願いしていくチャンスだなと、時期だなというふうに思っておりますので、ぜひまた議員皆さんのいろいろなチャンネルもあるわけですので、そういった国に対する要望、地方の声を届けていただければありがたいなというふうに思っております。

議長（青柳正敏君） よろしいですか。他にご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第7号、平成20年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青柳正敏君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

#### 第11 議案第8号

議長（青柳正敏君） 日程第11、議案第8号、平成20年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第8号、平成20年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算の提案理由の説明を申し上げます。

第2条の業務予定量につきましては、当年度における業務の予定量を定めるものでございまして、入所、通所の利用者数を予定するものでございます。

次に、第3条につきましては、収入の第1款施設運営事業収益の予定額を4億7,261万8千円、支出の第1款施設運営事業費用の予定額を5億

1,617万9千円と定めるものでございます。

以下、第4条から第6条までにつきましては、所要の額を計上させていただきました。

介護老人保健施設事業の運営は、非常に厳しい状況でございますが、地域の中心的介護施設としての、良質で効率的な介護サービスの提供に努めていきたいと考えております。

以上、まことに簡単でございますが、提案説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、しらさぎ管理課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） しらさぎ管理課長。

しらさぎ管理課長（新井克行君） 詳細についてご説明申し上げます。

第2条の業務の予定量ですが、年間延べ利用者数については、入所者2万8,105人、1日当たり77人、通所については年間1万752人で、1日当たり42人の利用者数とさせていただきます。

第3条の収益的収入及び支出で、施設運営事業収益は4億7,261万8千円、前年度対比で1.6%の収益増を見込んでおります。次に、支出について、第1款施設運営事業費用において、5億1,617万9千円、前年度対比で11.4%の費用増を見込んでおります。

第4条資本的収入及び支出では、資本的収入はなく、資本的支出として、企業債償還金3,655万8千円とさせていただきます。

平成19年度事業収支といたしましては、4,356万1千円の純損失を計上しております。非常に厳しい経営環境ですが、利用者に良質な介護サービスを提供して、経営改善と介護サービスの向上を図りたいと思います。

以上で詳細説明にかえさせていただきます。

なお、赤字予算でございますので、お手元に配付してさせていただきます。経営改善計画につきましてご説明させていただきます。経営改善計画をごらんいただきたいと思っております。

まず、1ページをごらんいただきたいと思っております。

計画策定の趣旨としまして、少子高齢化に伴い、介護を必要とする高齢者が年々増加しています。このため、老人保健施設は、高齢者の自立支援や家庭復帰を目指す人たちによりよい介護サービスを提供するため、施設の充実と人材の育成を図らなければなりません。しかし、平成17年度の介護保険の改正に伴う介護報酬の引き下げがありまして、施設運営は非常に厳しい時代を迎えております。しかし、地域住民が安心して介護を受けられるためにも、地域における当施設の役割は大きく、老健施設としての事業の継続は必要であります。

下に行きまして、施設の概要としてそこにありますので、ごらんいただきたいと思います。

施設運営上の問題点として、現在の大きな問題点がここにありますので、  
として、事業収益に対して給与費の比率が高い。しらさぎの里の平成16年度決算で64.1%、なお、介護の派遣人材を入れますと、70.3です。平成16年の厚労省の老健の経営調査ですと、一般的には経営を健全経営するためには50%前後と言われております。

それと、2番として、建設時の建物の過剰投資に伴う元利償還金の返済、合わせまして、6,111万4千円ほどあります。なお、これは民間に比べて約2倍の返済になっておりますので、経営上の大きな負担になっております。

それと、事業運営の基本方針として、計画策定の期間、事業運営の目標等が書いてございますので、ごらんいただきたいと思います。

それと、目標達成の取り組みということで、数値目標の設定ということで、ここに、それぞれ現在、数値目標を設定して改善に取り組んでおります。

2番として、数値目標達成のための具体的事項。

3番として、介護情報の質の高いサービスの提供。

4番として、職員研修の充実と意識改革。

それと5番、他会計繰入金としまして、現状の運営形態では、これ以上の経営改善は見込めません。現在の計画によりますと、平成22年度以降資金不足が生じることになるため、毎年約4,500万円の他会計繰入金が必要になります。そういうことも踏まえまして、経営形態の検討として、当施設は公立として地域に必要な介護サービスを提供してきたが、時代に対応した経営形態のあり方を検討していくことが必要になるかと思われま

す。3番として、事業計画の収支計画が、この3ページに載っております。平成19年度から平成23年度、それぞれの収支の状況が載っております。総収支として、平成20年以降は約4千万円以上の毎年赤字が現状では見込まれます。この見込みをもとに、下の番、現金残高の推移としますと、平成21年度までは現在の現金預金はもちますが、22年度は多分マイナスになるかと思われま

す。次のページが、定員管理とか、藤岡市の介護施設の利用者推計等が載っておりますので、ごらんいただければと思います。非常に現状の中では経営改善が難しいということが現状でございますので、よろしく願いいたします。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結

したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(青柳正敏君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(青柳正敏君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第8号、平成20年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(青柳正敏君) 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

#### 字句の整理の件

議長(青柳正敏君) お諮りいたします。会議規則第38条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(青柳正敏君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

この際、管理者より発言を求められていますので、これを許します。管理者。

#### 管理者あいさつ

管理者(新井利明君) 本日は、長時間にわたって慎重ご審議いただき、ご決定いただきまして、まことにありがとうございました。各位の深いご理解とご協力のおかげでございまして、心から感謝申し上げます。

今後も、皆様のご支援、またご意見をいただいた中で、しっかりと当病院の運営に責任を持っていきたいというふうに思っております。

まだまだ寒い日が続きますが、ご自愛いただきまして、ご健康に十分ご留意いただきたいと思います。本日はまことにありがとうございました。

#### 閉会

議長(青柳正敏君) 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。これにて、平成20年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を閉会いたします。長時間ご苦労さまでした。

午後3時59分閉会

会議規則第 77 条の規定により下記に署名する。

議 長 青 柳 正 敏

署名議員 大 野 富士子

署名議員 堀 口 昌 宏